

岩手県指令県北広土第 46-28 号

平成 30 年 11 月 1 日

(株) エムエスケー

室澤 勝彦 様

岩手県知事 達 増 拓 也



特定建設業の許可について（通知）

平成 30 年 10 月 24 日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第 3 条第 6 項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号	岩手県知事 許可（特-30）第 140049 号
許可の有効期間	平成 30 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日まで
建設業の種類	
土木工事業	建築工事業
大工工事業	とび・土工工事業
舗装工事業	内装仕上工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限：平成 35 年 10 月 1 日

(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)